

## 地域コミュニティ協議会への支援制度一覧

No.	名称	概要
1	地域コミュニティ協議会運営助成金	コミ協の運営費に対する補助。 【補助率】10/10 【限度額】20万円(コミ協の規模等により異なる場合あり)
2	地域活動補助金	○コミ協や自治会・町内会、NPOなどが行う地域課題を解決する活動に補助。 A型(年度内に複数日実施される重点事業) 【補助率】10/10 B型(重点事業以外で、年度内に複数日実施される事業) 【補助率】8/10(新規事業【補助率】10/10) C型(年度内に一日だけ実施されるイベント、講演会など) 【補助率】5/10(新規事業【補助率】8/10) 【限度額】A型、B型、C型いずれも20万円を基本 ○コミ協の特例 【補助対象事業】コミ協の活動事業及び運営事業 【限度額】20万円(コミ協の規模等により異なる場合あり)
3	地域コミュニティ協議会事務所借上補助金	公共施設に事務所を確保することが困難なコミ協について、民間施設等を借上げる場合に必要経費を助成。 【補助率】10/10 【限度額】家賃分:年額60万円 家賃以外(敷金、光熱水費等):(初年度)年額40万円 (2年目以降)年額10万円
4	コミュニティ活動設備整備補助金	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指し、地域団体が行う設備の整備を対象に費用の一部を補助。 【補助率】1/2 【限度額】上限50万円～下限10万円
5	防犯灯設置補助金	自主的に設置・管理する防犯灯を対象に、設置費用の一部を補助。 【補助率】灯具、専用柱:設置費の1/2 環境配慮型防犯灯:設置費の2/3
6	防犯灯電気料補助金	自主的に設置・管理する防犯灯を対象に、電気料の一部を補助。 【補助率】年間電気量の1/2(環境配慮型防犯灯は10/10)
7	廃食用油回収奨励金	廃油回収を実施するコミュニティ協議会及び自治会・町内会に対し奨励金を支払う。 【謝礼額】20円/回収した廃油1リットル
8	菜の花栽培業務委託	地域の小中学校と連携して、菜の花栽培を行うコミ協に対して、栽培・収穫に係る経費を委託料として支払う。 【委託料】1反あたり70,000円～90,000円 ※市が規模に応じて算定
9	菜種購入費	市と契約し、菜の花栽培を実施したコミ協から、収穫した菜種を買い取る。 【買取額】100円/収穫した菜種1kgあたり

No.	名称	概要
10	地域清掃等補助金	自治会・町内会、コミ協等が行う一斉清掃等の環境美化活動での用具等の購入や特定廃家電などの不法投棄物処理費について、費用の一部または全部を助成。 ・地域での一斉清掃・側溝清掃活動等 【補助率】4/5 【限度額】@250円×参加者数×4/5 ・特定家電など排出禁止物の処理経費(対象団体が広域的な地域清掃を行った場合) 【補助率】10/10
11	ごみ出し支援事業支援金	高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に対し、自治会・町内会、各地区社会福祉協議会、コミ協で募集する有償ボランティア等によるごみ出し支援の活動費の一部を助成。 ・燃やすごみなどを利用者の玄関先からごみ集積場へ排出した場合150円/日 ・粗大ごみを利用者の家屋等から玄関先へ排出した場合600円/日
12	古紙行政収集地域活動支援金	市が実施する古紙(新聞・チラシ・雑誌・段ボール・紙パック)行政収集地区において、地域団体に対して支援金を交付。 【支援額】3円/回収量1kgあたり
13	地域交流活動助成事業	地域の集会所等を利用して、自治会や民生委員・ボランティアなど広範な人々の協力により、高齢者・障がい者等の閉じこもり予防や子ども達との世代間交流等を通じて、地域の助け合い意識の醸成を図ることができる「地域の茶の間」や、誰もが気軽に集まり交流することを目指したグループ活動について助成。 ・Aタイプ 【限度額】1グループあたり月2,500円×活動月数(年上限:2,500円×12月=30,000円) ・Bタイプ ※Aタイプの活動に加え、年間を通じて多世代交流事業を定期的に開催する場合 【限度額】1グループあたり月10,000円×活動月数(年上限:10,000円×12月=120,000円)
14	空き家を活用した地域交流活動助成費事業	空き家等を「地域の茶の間」の会場として活用する地域交流活動に対して、その会場使用料等を助成。 【助成額】月10,000円×活動月数(年上限:10,000円×12月=120,000円)
15	にいがた安心ささえ愛活動支援事業	各区に活動拠点を置き、地域福祉計画・地域福祉活動計画に挙げられた地域に内在する福祉課題や住民の生活課題の解決に向けた活動に対して事業費を補助。 【限度額】20万円(1事業あたり)

No.	名称	概要
16	新潟市自動体外式除細動器(AED)設置補助金	不特定多数の市民の利用に供するために自動体外式除細動器(AED)を施設に設置する際に係る費用を補助。 【補助率】1/2 【限度額】150,000円
17	衛生害虫駆除用機具購入費補助	自治会・町内会が購入する衛生害虫駆除用機具の経費を補助。 【補助額】補助対象機具の補助基準額と実支出額を比較し、少ない方の額に1/2を乗じて得た額
18	衛生害虫駆除用薬剤購入費補助	自治会・町内会が購入する衛生害虫駆除用殺虫剤の経費を補助。 【補助額】補助対象薬剤の単位当りの補助基準額と購入額を比較し、少ない方の額に購入量に乗じて得た額の1/2
19	がんばるまちなか支援事業	商店街団体もしくはその賛同を得た公益活動団体(NPO法人・社会福祉法人・地域コミュニティ協議会)等が、商店街の空き店舗を賃借し、コミュニティ施設、創作活動を通じたにぎわい創出施設又は新規創造者育成施設の運営事業に対して助成。 【補助率等】2/3(限度額500万円/年、補助期間3年) ※地域拠点商業活性化推進事業の場合の補助期間は5年間。ただし、4～5年目は補助率1/2、限度額300万円/年
20	新潟市花育マスター制度	自治会・町内会やコミ協等市民団体が実施する花育活動(花壇作り等)へ、花と緑のスペシャリストである花育マスターを派遣。 【助成額】7,600円(ただし、花育マスターへの謝礼として、市がマスターへ直接支払い)
21	新潟市食育マスター制度	自治会・町内会やコミ協等市民団体が実施する食育活動(郷土料理教室や食と健康に関する講座など)へ、食育のスペシャリストである食育マスターを派遣。 【助成額】マスター1名あたり1回7,600円、1利用者につき1回あたり2名分、1年度内で2回まで
22	新潟市景観形成推進組織の認定と助成	一定の地区における景観の形成を目的とする組織を「景観形成推進組織」として認定。認定された景観形成推進組織の活動に対して、勉強会などへの市職員の派遣、情報提供など行うほか、助成金を交付。 【補助率】10/10 【限度額】20万円/年度 ただし、5か年度以内
23	新潟港海岸ビーチふれあい補助金	新潟西海岸及び松浜海岸で開催される文化活動やスポーツイベント等の活動経費を補助。 【補助額】事業に直接要する経費の1/2以内(団体の維持・経常的経費や構成員に対する人件費、飲食費などを除く) 【限度額】20万円
24	新潟西港にぎわい活動支援補助金	新潟西港周辺で開催される文化活動やスポーツイベント等の活動経費を補助。 【補助額】事業に直接要する経費の1/2以内(団体の維持・経常的経費や構成員に対する人件費、飲食費などを除く) 【限度額】20万円

No.	名称	概要
25	新潟市歩道除雪奨励金交付事業	新潟市管理道路の歩道除雪において、地域コミュニティ協議会・自治会・PTA等が自主的に実施する歩道除雪に対し奨励金を交付。 【交付額】①除雪1回あたり基本額として、500円/人 ②実績額として、 ・除雪延長10m当り130円 ・道路横断箇所除雪1箇所当り130円
26	新潟市除雪機械購入補助金交付制度	上記事業登録団体を対象に、歩道除雪機械を購入する際の費用の一部を補助。 【補助率】1/2 【限額額】上限100万円～下限10万円
27	新潟市緑化活動推進事業	公園・道路・河川などで緑化活動を行う自治会・町内会、NPO法人、その他概ね5人以上で組織する任意のグループに対し花苗などの原材料を支給。 【限度額】20万円